

松戸市自転車駐車場附置義務条例の一部を改正する条例（案）に対する意見と市の考え方 パブリックコメントの実施結果

松戸市自転車駐車場附置義務条例の一部を改正する条例（案）の作成にあたり、市民の皆様からご意見を募集したところ2名の方から3件のご意見をいただきました。ご意見のご提出ありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見を整理し、市としての考え方をまとめましたのでお知らせいたします。

パブリックコメント手続実施結果の概要

- 1 意見募集期間 令和8年1月15日（木）～ 令和8年2月16日（月）
- 2 意見提出者 2名（個人）
- 3 意見総件数 3件
- 4 意見内容および回答 以下のとおり
- 5 備考 ご意見の公表に際しては、個人または法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（松戸市情報公開条例第7条に規定する非開示情報）を除いたものとします。
また、内容の趣旨を変えない範囲で一部要約して記載しているほか、誤字等も一部修正しています。

意見内容および回答

No.	ご意見	市の考え方	修正の有無
1	<p>施設面積に対して台数を決めるのには反対。利用人数に比例するパラメータを探した方がいい。改正案がそれならそれを示さないと判断できない。</p>	<p>利用人数は変動が大きく、事前に安定的かつ客観的に把握することが困難であるため、本条例では、施設規模を公平に把握できる施設面積を算定基準としています。なお、今回の見直しは、実際の放置自転車の発生状況を踏まえて行ったものです。</p>	<p>無</p>
2	<p>本改正案については、実態を踏まえた内容であり評価できる。一方で、罰則が軽く実効性に欠けるのではないか。罰則強化の厳格化を検討すべきである。</p>	<p>本条例は、罰則の適用を前提とするものではなく、事前協議や指導を通じて適切な駐輪場整備を確保することで実効性を担保する制度です。罰則のあり方については、今後の運用状況を踏まえて検討してまいります。</p>	<p>無</p>
3	<p>敷地外設置（概ね 50m 以内）を認める規定が、放置自転車を誘発するおそれがある。距離要件の厳格化を検討すべきである。</p>	<p>敷地外設置は、敷地条件によりやむを得ない場合を想定したものであり、敷地内又は隣接地等への設置を優先して指導しています。また、敷地外設置を認める場合には、位置や動線、案内方法等を事前協議の中で個別に確認してまいります。</p>	<p>無</p>